

# 都市計画マスタープランについて

## 目次

1. 都市計画マスタープランについて.....	1
1.1 都市計画マスタープランとは.....	1
1.2 見直しの背景.....	2
1.3 計画の基本的事項.....	2
1.3.1 計画内容.....	2
1.3.2 目標年次.....	2
1.3.3 対象範囲.....	3
1.4 都市計画法における位置づけ.....	4



# 1. 都市計画マスタープランについて

## 1.1 都市計画マスタープランとは

市町村の策定する都市計画マスタープラン（以下、市町村マスタープランという。）は、当該市町村を含む都市計画区域マスタープランに即し、各市町村の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、市町村の定める都市計画の方針を定めるものです。

市町村マスタープランは、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めます。この際、土地利用、各種施設の整備の目標等に加え、生活像、産業構造、都市交通、自然的環境等に関する現況及び動向を勘案した将来ビジョンを明確化し、これをふまえたものとします。

市町村マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープランや議会の議決を経て定められた市町村の基本構想に即したものとします。

### 【都市計画法】

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第六条の二 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

二 都市計画の目標

三 第一号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画（第十一条第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外都市施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

## 1.2 見直しの背景

平成 14 年（2002 年）3 月、安芸市都市計画マスタープランが策定されました。

現行の安芸市都市計画マスタープランは、総合計画に準じておおむね 20 年後となる平成 32 年（2020 年）を目標年次としています。この中で、安芸市の将来の姿を展望し、都市計画の基本的方向を定め、市街地の規模、都市施設及び新市街地の形成などの具体の整備について目標を示しています。

こうした中、安芸市では、人口減少、高齢化、都市部への人口流出等の社会情勢の変化が県内他市に比べて著しく、都市計画区域における都市構造も変化の兆しがみられるようになりました。

また、平成 24 年 12 月には、県から詳細な津波浸水予測等の結果が公表されました。これによると、最大クラスの地震が発生した場合、市全域が震度 6 弱から 7 という非常に強い揺れに見舞われるほか、沿岸部には、最大 16m の津波が到達すると想定されており、これまで以上のスピード感を持って、津波対策に取り組むことの必要性が示されています。

このような背景を受け、都市計画を取り巻く環境の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めるための安芸市都市計画マスタープランを策定します。

## 1.3 計画の基本的事項

### 1.3.1 計画内容

安芸市都市計画マスタープランでは、都市全体のまちづくりを示す「全体構想」と地域ごとのまちづくりを示す「地域別構想」の 2 つから構成します。

全体構想は「都市の概況」「目指すべき将来像」「区域区分等の考え方」「都市整備の方針」について示し、地域別構想は「(各地域) まちづくり構想」を示します。

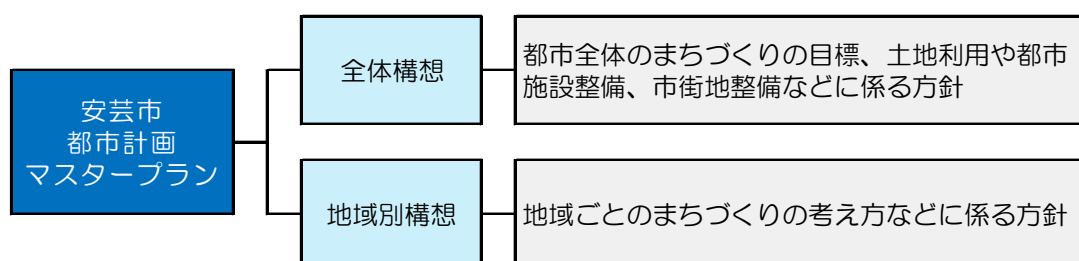


図 1-1 計画の構成

### 1.3.2 目標年次

安芸市都市計画マスタープランは「都市計画の目標」として、おおむね 20 年後（平成 52 年／2040 年）の都市の姿を展望しつつ、10 年程度（平成 42 年／2030 年）の期間の目標を定めます。

### 1.3.3 対象範囲

安芸市都市計画マスタープランの対象範囲は現行計画を含む市域全体（31,721ha）とします。都市計画区域は524haであり、中心市街地が立地します。都市計画区域外は31,197haであり、東川地区や畑山地区などの集落との交流や環境面での連携が必要な地域を含みます。

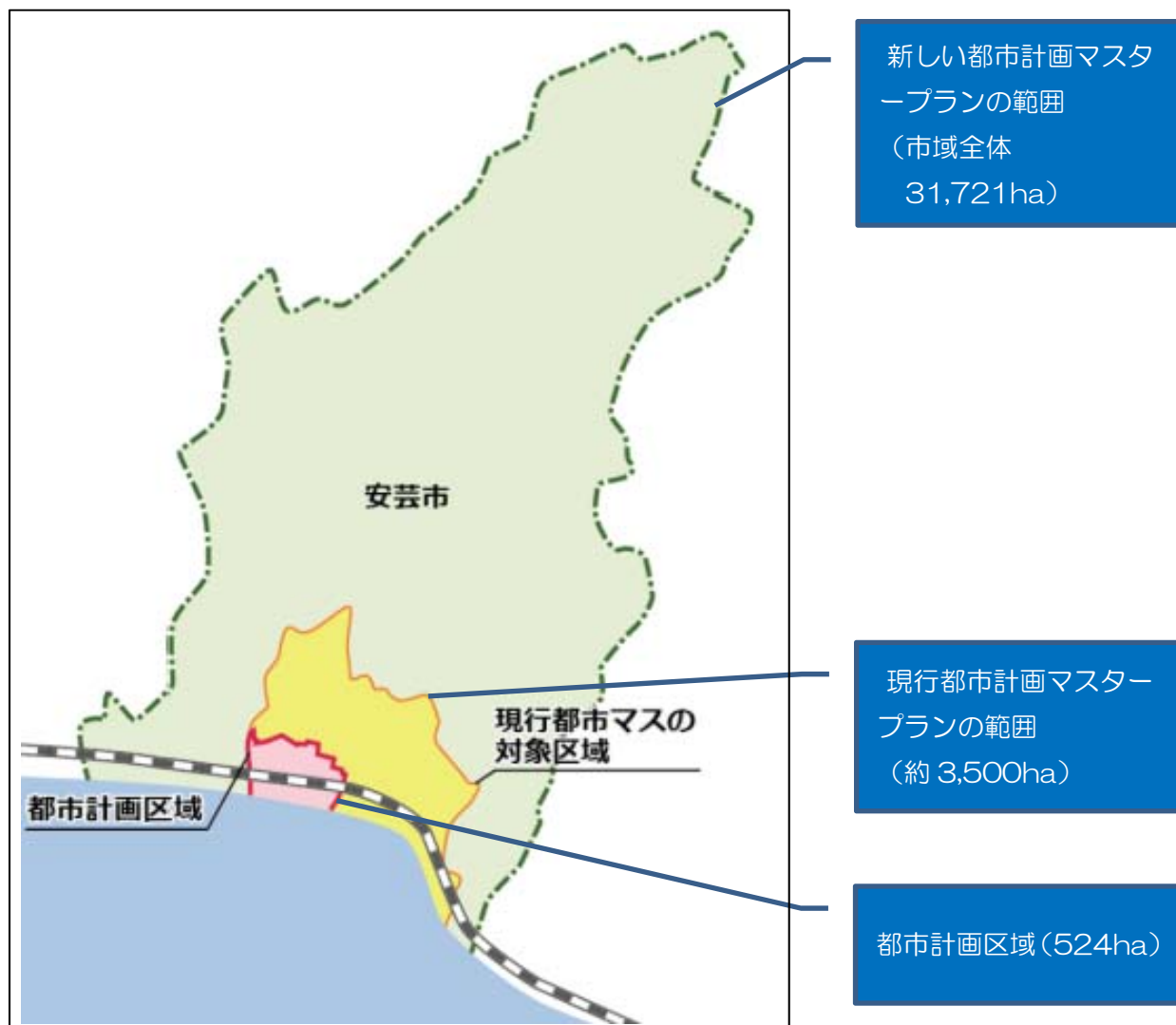


図 1-2 計画の対象範囲

## 1.4 都市計画法における位置づけ

安芸市都市計画マスタープラン（都市計画法第 18 条の 2）は、安芸市総合計画および高知県の定める東部圏域都市計画区域マスタープラン（都市計画法第 6 条の 2）に即して策定する必要があります。

都市計画法における安芸市都市計画マスタープランの位置づけ及び策定にあたっての安芸市関連計画との関係は以下のようになります。

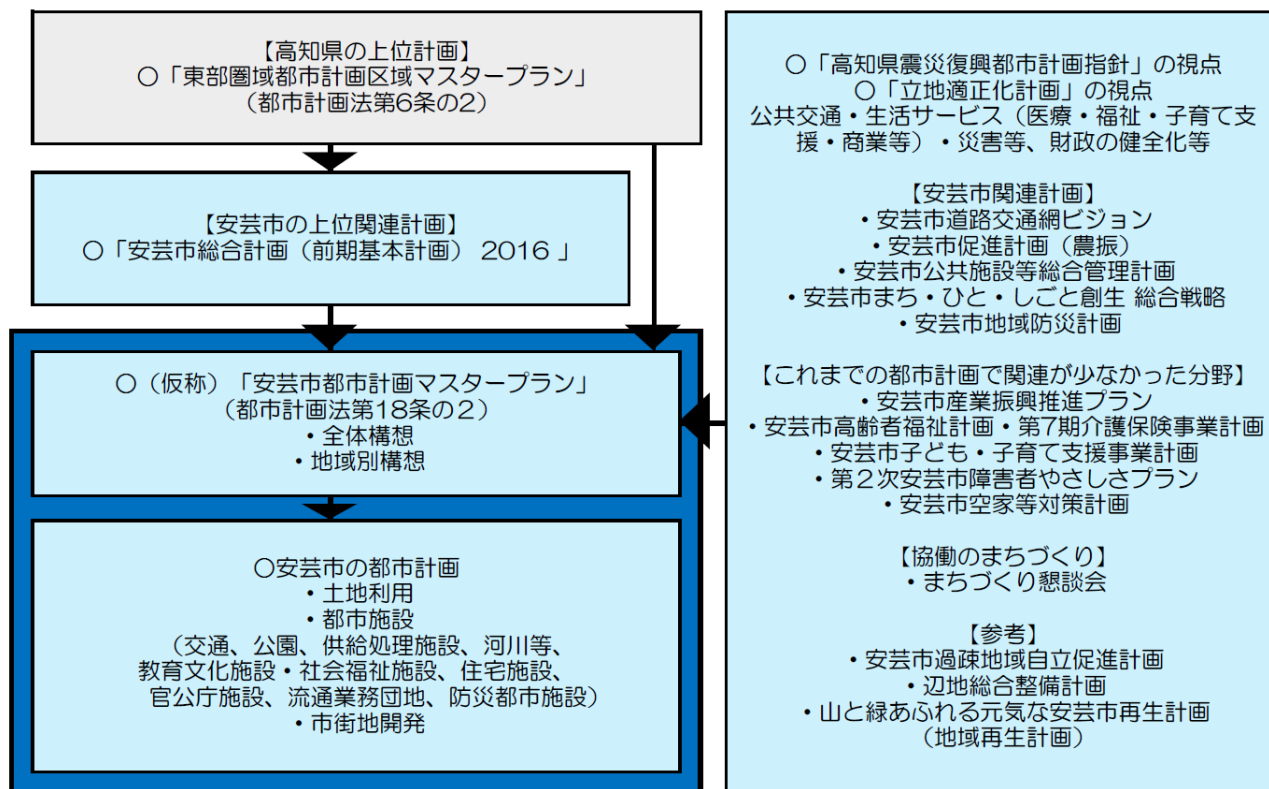


図 1-3 安芸市都市計画マスタープランの位置づけ